

特定非営利活動法人竹田まちなみ会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人竹田まちなみ会という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を大分県竹田市大字飛田川 1618 番地の 6 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地元自治体や地域住民が推進するまちなみの整備や環境保全の事業に協力し、住民が誇りをもって暮らせる魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) まちなみ景観形成事業
- (2) 環境保全のための浄化槽整備促進事業
- (3) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 贊助会員 この法人の事業を贊助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失及び退会)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

2 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

- (1) この定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員及び職員等

(役員の種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上8人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする。

(役員の選任)

第12条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 会長、副会長、顧問及び事務局長並びに監事は兼任することはできない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第 14 条 監事は次の業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期及び欠員補充)

第 15 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において 3 分の 2 以上の決議にもとづいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第 17 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務執行を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が定める。

(顧問)

第 18 条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において選任する。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

第 4 章 総会

(総会の構成)

第 20 条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもつて構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

3 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第 21 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)
第 41 条において同じ。) その他の新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 定時総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号によって監事が招集する場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載し

た書面をもって、少なくとも 7 日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会においては、正会員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむ得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 42 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(会議の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事をもって理事会を構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 監事から招集の請求があったとき
- 2 会長は前項第2号及び第3号の請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならず、会長がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議決)

第31条 理事会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第32条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 財産から生じる収益
- (5) その他の収益
- (6) 入会金及び会費

（資産の管理）

第35条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

（会計の原則）

第36条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第37条 この法人の事業計画及び活動予算は、総会の議決を経て定める。但し、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収益費用は成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第38条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第39条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 41 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 42 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(合併)

第 43 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない。

(解散)

第 44 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示する。

第 9 章 雜則

(細則)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 20 条第 4 号並びに第 36 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、設立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

(別紙)

設立当初役員名簿

役 職	住 所	氏 名
会 長	竹田市大字玉来 933 番地の 3	松井 基泰
副 会 長	竹田市大字竹田 2601 番地の 3	川野 和男
"	竹田市大字挿田 693 番地の 2	橋爪 征雄
顧 問	竹田市大字玉来 626 番地	森正 光
"	竹田市大字竹田東古町 587 番地	永井 剛
"	大分市下郡南 3 丁目 4 番 19 号	田島 薫

事務局長	竹田市大字穴井迫 665 番地の 3	工藤 伸吾
監 事	荻町大字馬場 505 番地	山浦 一光
"	竹田市大字竹田 2081 番地	今川 幸一

附則

この定款は、大分県知事の認証の日（平成30年10月10日）から施行する。